

物流脱炭素化促進事業のお知らせ

脱炭素をはじめる

全国の物流事業者の方へ

補助金

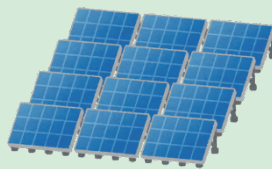
補助率 **1/2** (上限あり)※
まで交付します!

※最大2億円までの交付となります。

補助対象設備



太陽光発電



蓄電池



EVトラック



充電スタンド



等



国土交通省

執行団体:



パシフィックコンサルタンツ株式会社

補助対象・補助要件となる設備 ※1

	設備	条件	補助対象となる要件	補助対象
創る	① 太陽光発電(新設)	モジュール合計出力:10kW以上	① うち 1つの かつ	○
	② 太陽光発電(既設)	モジュール合計出力:10kW以上		×
	③ 再エネ電力購入	購入量:10MWh/年以上 上記に満たない場合、施設の総電力需要の10%以上を賄えること		×
溜める・使う ※2	④ 蓄電池等(新設)	—	④ 〜 ⑧のうち 2つ以上 ※3	○
	⑤ 蓄電池等(既設)	—		×
	⑥ EV充電スタンド	物流用車両への充電用スタンド		○
	⑦ EVトラック等	電気のみで走行するEVトラック等		○
	⑧ エネルギー マネジメントシステム	電力負荷の平準化機能を搭載したもの (蓄電池付属を含む)		○
	⑨ 先進的取組に 必要な機器類	無人搬送機、無人配送ロボット トラック予約受付システム 等		—

※1 原則として、導入設備の組み合わせにより脱炭素化を図る事業とすること

※2 先進的取組に必要な機器類については、協議の上、判断

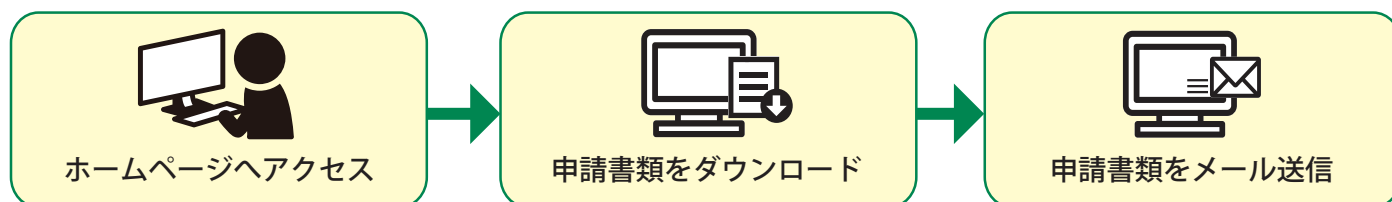
※3 ⑤蓄電池等(既設)を使用する場合は⑥～⑧の中から2つ以上の新規導入が必要

組み合わせの例

- ①太陽光発電(新設) + ④蓄電池等(新設)・⑥EV充電スタンド
- ③再エネ電力購入 + ⑥EV充電スタンド・⑦EVトラック等 + ⑨無人搬送機

申請方法

ホームページから申請書類をダウンロードしていただき、メールにてご申請ください。



申請受付期間

申請受付開始

令和5年5月19日(金) 14:00～

申請受付終了

令和5年6月16日(金) 16:00

